平成29年生駒市農業委員会第6回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 平成29年6月13日(月)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 7番 髙枝 敏治

委員 1番 吉田 勝彦 2番 中田 建彦

3番 中村 耕作 4番 田中 忠司

5番 西本 浩三 6番 中井 輝夫

8番 上武 猛 9番 尾山 髙生

10番 田中 勇治 11番 阪口 登美雄

12番 奥山繁幸 13番 田口利彦

14番 吉田 吉明 15番 北川 治夫

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 岡田 敬 局長補佐 巽 眞一

係長 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

会議次第

審議事項

- 1 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 2 特定農地貸付けの承認申請について
- 3 特定農地貸付けの変更承認申請について

報告事項

- 1 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
- 2 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
- 3 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
- 4 規則第29条第1号の規定による届出について
- 5 農地の転用事実に関する照会について
- 6 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

その他

- (1) 平成29年度生駒市農業委員会視察研修について
- (2) 県内各市町村農業委員会の新体制について

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により髙枝敏治会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

10番 田中勇治 委員、11番 阪口 委員、12番 奥山 委員

議案第1号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼 「議案読み上げ〕

○係長

No.1~2の申請地の位置について

高山幼稚園の東約20mのところに位置する生駒市高山町久保地区内の農地 申請理由について

賃借人は、高山町地内において自動車販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い駐車場が必要となったため、本申請地を賃借し、青空駐車場として利用することになった次第。次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたって地元農家区及び土地改良区の意見書も添付されており、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月7日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。

No.1~2 の申請の許可権者は、奈良県知事になる。本委員会においてご承認をいただくと、本申請を奈良県知事に進達するという流れになる。

審議をお願いしたい。

- ○議長 No.1~2 について地元農業委員の中田副会長へ補足説明を依頼
- ○中田副会長

事務局から説明のとおりであり問題はない。

審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]]

○議長 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。事務局に奈良県農業会議への意見照会及び奈良県知事宛に進達を依頼。

議案第2号 「特定農地貸付けの申請承認について」の説明を事務局に依頼

○係長 〔議案読み上げ〕

○係長

No.1~2の申請地の位置について

近鉄萩の台駅の西約800mのところに位置する生駒市小平尾町地区内の農地 申請理由について

今までは使用貸人が管理をしていたが、農地を多くもっているため管理をすることが 難しくなってきたことから、今般、特定農地として貸し出すことになった次第。

No.3~4の申請地の位置について

奈良交通たんだ橋の西北西約 5 0 0 mのところに位置する生駒市高山町大北地区内の農地

申請理由について

農地が使用貸人の自宅から離れていること、また、使用貸人が高齢になってきたことから、本農地について営農を継続していくことが難しくなってきたため、今般、特定農地として貸し出すことになった次第。

現地調査について

今月7日に会長、副会長、地元農業委員と事務局で現地調査を行っており問題点はない。

審議をお願いしたい。

- ○議長 №1~2 について地元農業委員の阪口委員へ補足説明を依頼
- ○阪口委員

事務局から説明のとおりであり問題はない。 審議をお願いしたい。

- ○議長 №3~4 について地元農業委員の中田副会長へ補足説明を依頼
- ○中田副会長

事務局から説明のとおりであり問題はない。 審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認 「「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]]

○議長 議案第2号「特定農地貸付けの申請承認について」の承認を宣言

議案第3号「特定農地貸付けの変更申請承認について」の説明を事務局に依頼 〔議案読み上げ〕

○係長

No.1 の申請地の位置について 生駒市南田原地内の農地

No.2の申請地の位置について 生駒市上町地内の農地

申請理由について

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請され、承認を受けた土地であったが、所有者より取り消し等の申し出があったため、本申請が出てきたもの。

審議をお願いしたい。

- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認
- ○阪口委員

特定農地貸付けの取り消しについては、借り手がある場合はできないのか。

- ○係長 借り手があった場合は、借り手と市との契約解除後に取消が可能。
- ○議長 意見・質問について出席委員へ確認 [「なし」の声あり]

○議長 異議の確認

[「異議なし」の声あり]]

○議長 議案第3号「特定農地貸付けの変更申請承認について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号「規則第29条第1号の規定による届出について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」 説明を事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係員 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1~8については、相続により賃借権を取得された農地について届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

申請地の位置について

近鉄東生駒駅の北約200mの所に位置する生駒市辻町地内の農地。

報告事項

本報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、 提出されたものであり、権利の設定や移転のない農地転用。青空駐車場を目的として農 地転用の届出がされたもの。 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

申請地の位置について

桜ヶ丘小学校の北約300mのところに位置する、生駒市桜ヶ丘地内の農地。

報告事項

本報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、 提出されたものであり、権利の設定、移転が伴う農地転用。完成宅地販売を目的として 農地転用の届出がされたもの。

報告第4号「規則第29条第1号の規定による届出について」

申請地の位置について

北倭保育園の北約200mのところに位置する農地。

報告事項

本報告は、農地法第4条第1項第8号に基づく、農地法施行規則第29条第1号による届出であり、2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に供する場合は、農地法第4条の許可が不要であるため、本届出が農業委員会に出てきたもの。届出者は、農業用の青空駐車場を目的として、本届出をしたもの。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告事項

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

本届出地については、農地法にもとづく農地転用手続はされたが、地目が農地のままにされていた土地である。今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農業委員と現地調査の結果、農地性はなく、その旨法務局に回答したもの。

報告第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告事項

本報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたことの報告をしているもの。 市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くあり、通常は、30年間農地として利用していかなければならないことになっている。しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行なうことになっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。

この一連の手続は、生駒市都市計画課が窓口として行なうことになっているが、主たる従事者が従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申し出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要であり、この証明を農業委員会がすることになっている。本件については、故障を理由として、生産緑地の主たる従事者から申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

生産緑地の行為制限が解除になった場合は、通常の市街化区域内農地としての扱いに

なり、通常の農地転用手続を踏めば、農地転用が可能となる。 以上で報告を終わります。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認 〔「なし」の声あり〕

- ○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼
- ○補佐 「平成29年度生駒市農業委員会視察研修について」

〔報告・内容の説明〕

平成29年7月11日(火)視察を目的とした研修を行う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認 〔「なし」の声あり〕

○補佐 「第23期農業委員会新体制について」

[報告・内容の口頭にて説明]

平成29年7月21日(金)第23期の臨時会を予定している。臨時会の中で、会長、副会長の決定、推進委員の委嘱の決定をしていく。それに先立ち6月15日(水)午後および6月23日(金)終日について業務研修を予定している。

○補佐 「県内各市町村農業委員会の新体制について」

[報告・内容の説明]

県内各市町村農業委員会の新体制について説明。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認 [「なし」の声あり]

- ○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- ○補佐 次回の日程について

定例会 7月13日(木) 午後2時 401·402会議室

現地調査 7月 7日(金) 午後1時30分

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

[「なし」の声あり]

○議長 閉会宣言

午後2時45分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成29年生駒市農業委員会第6回定例会の 議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号	10番 田中 勇治
議席番号	11番 阪口 登美雄
議席番号	12番 奥山 繁幸